

# すいた創政会通信

## みんなで創ろう元気な吹田!!

吹田市議会議員

ば ば

# 馬場けいじろう



H29年  
**9**月議会トピックス

- ・子ども医療費助成における所得制限を撤廃
- ・情報公開条例を改正 (P. 2 に詳細)

連絡先 〒564-0041 吹田市泉町5-3-5 TEL 06-6389-8555 FAX 06-6389-8558  
E-mail babakeijiro@gmail.com URL http://www.baba-keijiro.com

## 地域包括ケアシステムの整備について

「地域包括ケア」とは、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしく自立した日常生活を営むことができるよう地域全体で支援することです。

団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、必要となる支援やサービスを提供できる仕組みを段階的に構築するため、吹田市では、平成12年（2000年）3月に「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、以降3年ごとに計画を見直してきました。本年度が第6期計画の最終年となっています。

この計画では、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方を重視した高齢者施策の展開をめざしてきました。

### 地域密着型サービスの整備の遅れ

その中で「新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進」や「認知症高齢者支援の推進」、「在宅医療と介護の連携の促進」などについて重点的に取り組み、概ね計画どおりに進んだようです。

しかし、「地域密着型サービスの整備」については17か所の公募に対しほとんど応募がなく、2か所の整備に留まってしまいました。

地域密着型サービスとは、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される介護保険サービスのことで、利用できるのはその事業所がある自治体の住民に限られます。認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護などがこれにあたります。

## 介護人材の確保

計画が目標通りに進まなかった原因として、吹田市内で介護保険サービスを運営する法人に対してヒアリング調査などによって確認したところ、人員不足の懸念を理由とする意見が最も多かったそうです。吹田市としても、人材確保を支援する方策を進めたいと考えており、来年度に効果的な支援制度を導入できるよう検討を急いでいます。

他市の事例では市有地の無償貸し付けなどにより、高齢者施設を整備していることも見受けられますので、事業者側のニーズをしっかりと把握し、多様な支援策を検討するよう要望いたしました。

## 高齢者の見守りについて

また、地域包括ケアシステムの構築には、徘徊高齢者の見守りや独居老人の支援など、様々な役割を地域が担っていくこととなります。しかし、24時間365日の対応も求められても負担が大きすぎるとの市民の声も伺っています。

先日、健康福祉常任委員会の視察で訪れた東京都武蔵野市では、電話による安否確認をコールセンターに委託したり、各行政機関に新聞配達事業者、ガス会社、電力会社など民間事業者も加わり、孤立防止ネットワーク連絡会議を形成したりするなど、高齢者の安心を守る施策が実施されていました。

本市でも、協力事業者を募り、事業活動を通じて地域の高齢者を見守っていただく取り組みを行っております。8月末時点で510の事業所が登録し、安否等が心配な高齢者についての情報を提供していただいています。様々な団体との協力を深め、さらなる面的・組織的な仕組みとなるよう連携の強化が必要と考えています。

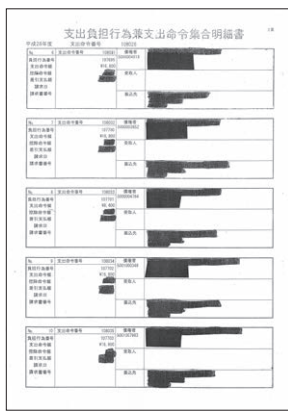
## 情報公開請求に手数料!?

吹田市情報公開条例の改正案が賛成多数で可決されました。内容は、吹田市が個人情報部分などを黒塗りにして書類の一部だけを公開する場合、101枚目から1枚あたり5円の手数料を徴収するというものです。黒塗りがなく、文書の全てが公開される場合は従来通り閲覧に費用はかかりません。

このことは、市民の「知る権利」を阻害し、情報公開を進める時代の流れに逆行するのではないかとテレビや新聞でも取り上げられました。

昨年、48,000枚に及ぶ大量の公開請求が行われ、職員がその対応に追われたり、臨時にスタッフを雇用したりと行政コストに係る事態が発生したことに端を発します。

今後も同様の大量請求があった場合に、職員等の時間や手間がそれにもみ費やされ通常業務に支障をきたすため、一定の歯止めをかけようと市の考えについては理解もできます。



黒塗りした文章書類の見本

### 知る権利の阻害につながらないか？

しかし、市民の知る権利は民主主義の根幹であり、可能な限り守られなければなりません。その考えに則り、本市においても、吹田市自治基本条例の第5条にて「情報共有の原則」を市民自治の運営原則の一つに挙げ、第6条にて「市政の関する情報を知ること」を市民の権利として謳っています。

昨今の政治情勢を見ますと、森友学園問題や加計学園問題に際し、文部科学省や財務省、内閣府において、存在しないと答弁された文章が内部リークから存在が明らかになったり、あるはずの交渉記録や面会記録がないとされたりするなど、行政職員の信頼性は揺らいでいます。行政の透明性を高める情報公開制度の重要性が増していることは明らかであり、市民の知る権利を制限することには、慎重な取り扱いが求められます。

### 情報公開制度の重要性

8月4日に開催された本市の情報公開運営審議会に

おいても、本案に否定的な意見が多くあり、制度の改正には市民の了解を得られるようにきっちり説明をすること、制度自体導入後も情報公開の制度について萎縮することがないように十分配慮することという2点の意見を添えての承認となっていました。

今議会で提案内容が明らかになった後、パブリックコメントの募集が行われなかったこともあり、市民からは反対の意見書が多く寄せられました。本案に緊急性はなく、もっと市民が納得できるような方策を、市民からの意見も募りながら検討することができたはずでした。

本来であればそのような機会を設け、さらに慎重な制度設計が必要ですが、何とか市民の知る権利を保障しようと、維新の会や共産党などとともに対案を提出しました。審議会において、請求者と担当職員とのコミュニケーションを深めれば、請求範囲を絞り込み、請求枚数を削減することができるのではないかと指摘があったことから、情報公開請求をする際は双方に努力を求める内容です。

審議の結果、市の提案が可決されてしまい、たいへん残念に思っています。

## 受動喫煙の防止のために

現在、吹田市環境美化に関する条例に基づいて、市内全域において歩行喫煙を禁止するとともに、市内7駅の周辺地域を路上喫煙禁止地域に指定し、エリア内では静止しての喫煙も禁止しています。

この条例はポイ捨て禁止などの環境美化の観点から定められたもので、受動喫煙対策の観点は含まれていません。路上喫煙禁止地域でない場所では、駅前であつてもタバコを吸っても構わないわけで、東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博誘致を控え、外国人観光客を迎えるにも極めて不適切です。受動喫煙対策の観点から、市内全域での路上喫煙を禁止すべきと考えます。

また、店舗の出入り口などに灰皿が設置されており、受動喫煙を誘発するケースも見受けられます。大手コンビニエンスストアでは灰皿撤去の方針を打ち出していますが、徹底はされていないようです。受動喫

煙を防止するため、たとえ民地であっても通路に面した場所で遮蔽せずに喫煙することを禁止すべきです。

受動喫煙防止については、健康増進法の第25条において、多数の者が利用する施設を管理する者に対し受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、また同条において、受動喫煙を室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることと定義されていることから、現状で法律違反ということではありません。

しかし、健康増進を掲げる本市としては国の水準を上回るポリシーを持つべきです。受動喫煙防止をはじめとするタバコ対策は「健康すいた21」(第2次)における重点項目の一つに挙げられており、健康医療部としても、本市における最も重大な課題として認識しているとのことでした。

国においても受動喫煙防止対策を強化する法整備の検討が進んでいます。後藤市長も北大阪健康医療都市を「スモークフリー」(煙のないまち)にしたいと発言しており、その動きが全市的に広がるのか、今後の動向を注目していきたいと思います。

## いじめ防止への 取り組みについて

**馬場** 第三者委員会である「いじめに係る重大事態調査委員会」を設置する条例案が本議会に提案されるに至ったのは、本市の小学校において「いじめによる重大事態」が発生したからだが、なぜ早期発見できなかったのか。

**学教** 学級担任が児童へのアンケート調査の結果からいじめを認知できたにもかかわらず、その対応をせず、校長や他の職員にもいじめの情報が伝えられていなかったことが理由である。

**馬場** なぜ、担任による抱え込みがおこるのか。受け持つクラスにいじめが見つかった場合やそれが未解決であった場合、不登校になってしまった場合など、その先生の評価にマイナスになるのか。

**学教** 国で定めている「いじめの防止等のための基本的な方針」で「日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ組織的な対応が評価されるよう留

意する」とあり、いじめの認知件数や事案の内容によって教員が評価されることはない。

むしろ「学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反する」と明記されており、組織対応の重要性が示されている。

**馬場** 一般論として、いじめが深刻化する理由として、加害者の周辺が傍観者となってしまふことが考えられる。担任の先生などに報告することで「チクった」となり、次のいじめの対象となることを恐れることで何も行動できない状態に陥ってしまう。



これを回避するために、匿名で通報できるアプリ「STOPit (ストップイット)」が注目されている。昨年度は私立小中学校3校で導入され、本年度からは千葉県柏市において公立中学校の全生徒に提供されている。スマホ世代の子どもたちにとっては身近で有益な手段であり、導入を検討してはどうか。

**学教** 認知できていないいじめもあるとの認識のもと、被害者が相談しやすく、傍観者が通報しやすい環境を整備することは重要である。スマホアプリによるいじめの認知についても、先進市の取り組みを参考に研究したい。

**馬場** いじめを撲滅するためには、「開かれた学校」であることが必要と言われる。保護者や地域の人々が気軽に参観できるようになれば、多くの大人の目が子どもたちに向けられるようになり、子どもたち一人ひとりに対する注意と配慮が増えることになる。

太陽の広場や見守り活動、挨拶運動など、現在も地域の人々の様々な協力をもらっているが、さらに関係を深める必要がある。授業に使っていない時間帯は学校施設を地域に開放したり、公共施設の集約化の観点も踏まえ、地域の人々が利用できるスペースを校内に整備したりすることは、効果があると考えられる。

**学教** 保護者や地域の方々など多くの大人の目で児童・生徒を見守ることは、いじめの未然防止にたいへん有効であると認識している。今後もさらに連携を深めるために積極的に公開・発信していく。

## 反対 意見

# 吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の 助成に関する条例等の一部の改正について

本案は大阪府の福祉医療再構築に合わせて、本市の条例を整理するものですが、そもそもの大阪府の制度再構築が、重度の障がい者等に重点を置くとしつつ、中軽度の障がい者への支援を切り捨てる内容となっています。

それ自体も賛成しかねるわけですが、なぜかそれとともに本市の単独事業であった住民税非課税世帯の身体障がい3級4級所持者の方々、知的障がい中度の方々への補助を打ち切ることになります。委員会質疑において、その理由を問われると、府の再構築で精神障がい者の中度の方が支援から外れるので、障がいと同程度の方々間で不公平感が生じるためとの信じがたい答弁でした。

本来であれば、支援の網から漏れる精神障がい中度の方への支援策を本市独自で講じ、支援の手をさしのべるべきところを、身体・知的の中度の方も一緒に網から落とし下のレベルで合わせるといいます。

さらに不思議なことに、大阪府の制度再編とはまったく関係のない入院時食事療養・生活療養費の助成の打ち切りも、あわせて実施しようというわけです。

今回の市単独事業の打ち切りで捻出される財源は約2億円です。これを言い換えれば生活弱者の方々に2

億円の負担を押し付けるといことです。このような非人道的な施策が当事者の方々に事前に相談されることも生活実態を調査することもなく行われようとしていることに賛同することはできません。どの施策が必要でどの施策が必要でないのか、当事者の声を聞かずに決めることはできないはずです。



わが国も批准している「障害者の権利に関する条約」では、我々のことを我々ぬきに勝手に決めるなどというスローガンのもと、その第4条で、障がい者に関する問題について、他の意思決定過程において、障がい者を代表する団体を通じ障がい者と緊密に協議し、および障がい者を積極的に関与させると明記されています。

本案の提案に当たって、特に市の単独事業の廃止については障がい者団体には何の相談もなされておらず、条約違反と言って過言ではなく、内容的にも手続的にも大きな問題があると言わざるをえません。

以上の意見を申し上げ、本案に反対します。

※関連予算を含む吹田市一般会計補正予算（第5号）にも反対

## ドローンの活用による 防災力の強化

**馬場** 9月2日の吹田市地域防災総合訓練において、吹田市測量設計協同組合の協力によりドローン（無人航空機）による災害現場の調査活動に関する実演が行われた。

道路が被災し、車両が現場までたどり着けない場合でもドローンならば現場まで行くことが可能であり、また取得した映像は遠隔地に配信できるので、現場の状況を会議室などにいながらリアルタイムに把握でき、かつ複数のポイントで共有することが可能であり、自治体と消防、警察などが連携を図りやすくなる。

吹田市においても導入を検討してはどうか。

**消防** 総務省消防庁によると、全国の732消防本部のうち、6月1日現在、70本部、延べ100機のドローンが保有され、災害時の状況把握などに活用されている。

吹田市消防本部としても、大規模地震をはじめとした特殊な災害時に、上空から災害状況を把握し、明確な活動方針を選定、効果的な消防活動を展開することで、その後の被害の大幅な軽減が期待できるため、ドローンの導入と活用について検討していきたい。

**学教** = 学校教育部長      **消防** = 消防長

11月定例会は11月28日から12月22日まで開催予定

⇒すいた創政会通信Vol.11は1月下旬に発行予定です。

### 馬場けいじろうプロフィール

昭和52年9月28日生まれ  
西吹田幼稚園、吹田第二小、吹田第六中、東大寺学園高校、早稲田大学政治経済学部卒  
平成27年4月 吹田市議会議員 初当選  
〈議会での役職〉  
健康福祉常任委員会副委員長、広報委員会委員、総合計画検討特別委員会委員、環境審議会委員